

海技免状、小型船舶操縦免許証の有効期間の延長について ～対象地域が追加されました～

令和2年7月豪雨の甚大な被害を受けて、福岡県、熊本県、大分県及び鹿児島県の一部地域（以下、「対象地域」という。）に住所を有する方が保有する海技免状及び小型船舶操縦免許証について、7月3日以降に有効期間が満了するものについては、本年12月28日まで満了日の延長措置を行っていますが、被害状況をかんがみ対象地域を追加することとなりましたのでお知らせします。

【追加された地域】

佐賀県：鹿島市

鹿児島県：垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町

1. 対象地域（7月17日現在）

福岡県：大牟田市、八女市、みやま市、久留米市

佐賀県：鹿島市

熊本県：八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町

大分県：日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

鹿児島県：阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町

2. 対象者

上記の市町村の区域に住所を有する方。

3. 措置内容

7月3日以降に有効期間が満了する海技免状及び小型船舶操縦免許証の有効期間満了日を12月28日まで延長する。

なお、手続きの際には、住民票の写し、運転免許証、公共料金の領収書、罹災証明書等、住所が記載された書類の提示が必要になります。